

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第5条【略】</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、土地改良事業補助金交付申請書(第1号様式)(以下「補助申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 実施計画書</p> <p>(4)～(6)略</p> <p>2 略</p> <p>(補助の指令等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届をあらかじめ知事に提出するものとする。ただし、交付決定前着手届を提出できる事業は、国の要綱等で交付決定前着手が定められている事業に限るもの(対象事業は別添事業)とし、国において受理された場合のみ着手を認めるものとする。</p> <p>(事業着手の届出)</p> <p>第8条 <u>削除</u></p>	<p>第1条～第5条【略】</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、土地改良事業補助金交付申請書(第1号様式)(以下「補助申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 実施計画書 <u>(別表の事業名欄のV-1(1)の事業にあっては、事業計画書(第14号様式))(削る)</u></p> <p>(4)～(6)略</p> <p>2 略</p> <p>(補助の指令等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届をあらかじめ知事に提出するものとする。<u>また、本届出が受理された場合においては、要綱第8条に規定される事業着手の届出を省略することができる。(削る)</u>ただし、交付決定前着手届を提出できる事業は、国の要綱等で交付決定前着手が定められている事業に限るもの(対象事業は別添事業)とし、国において受理された場合のみ着手を認めるものとする。</p> <p>(事業着手の届出)</p> <p>第8条 <u>補助の指令を受けた者は、補助事業に着手したときは、遅滞なく事業着手届(第4号様式)を知事に提出しなければならない。(削る)</u></p>

改正後	改正前
<p>第 9 条～第 13 条【略】</p> <p>(事業完了の届出)</p> <p>第 14 条 補助の指令を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の末日までに事業完了届（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8) ～ (9) 略</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>第 15 条～第 18 条【略】</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和 6 年 2 月 2 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2 1 に掲げる通知による改正前の要綱に基づいて補助金の交付を申請している地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。</u></p>	<p>第 9 条～第 13 条【略】</p> <p>(事業完了の届出)</p> <p>第 14 条 補助の指令を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の末日までに事業完了届（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) <u>別表の事業名欄の V-1（1）の事業にあつては、事業実績書（第 14 号様式）(削る)</u></p> <p>(8) ～ (9) 略</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>第 15 条～第 18 条【略】</p> <p><u>〔新設〕</u></p>

改正後			改正前		
別表			別表		
事業名	採択基準	補助率	事業名	採択基準	補助率
(7)農地耕作条件改善事業	以下の基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること (1)～(2)略 (3)実施区域は、 <u>農地耕作条件改善事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号)に定める区域内とする</u> 表 I - (7) 略	(1)～(2)略	(7)農地耕作条件改善事業	以下の基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること (1)～(2)略 (3)実施区域が、 <u>農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域(重点実施区域等)であること</u> 表 I - (7) 略	(1)～(2)略

改正後			改正前		
別表			別表		
事業名	採択基準	補助率	事業名	採択基準	補助率
(Ⅱ－農地防災事業) Ⅱ－１ため池等整備事業	(1)～(3)略 (4)ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るために安全施設の整備を行うもので、 <u>その総事業費が200万円以上のもの</u> (5)～(7)略	(1)～(7)略	(Ⅱ－農地防災事業) Ⅱ－１ため池等整備事業	(1)～(3)略 (4)ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るために安全施設の整備を行うもの <u>(追加)</u> (5)～(7)略	(1)～(7)略
Ⅲ－４農村資源エネルギー支援事業	(1)～(2)略 (3)水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号) <u>及び基幹水利施設管理事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官通達)</u> の実施に関する次の業務 国営造成施設及び国営付帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として農業水利施設の省エネルギー化を図るもの	(1)～(3)略	Ⅲ－４農村資源エネルギー支援事業	(1)～(2)略 (3)水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号) <u>(追加)</u> の実施に関する次の業務 国営造成施設及び国営付帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として農業水利施設の省エネルギー化を図るもの	(1)～(3)略

### 改正後

第2号様式（第6条第2項第14号関係）

経費の配分及び事業計画の概要（補助事業の成果）

事業名		地区名		業種													
工程	費目	総量		前年度比		本年度						前年度比		備考			
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外	市町村費	市町村費	事業量	事業費				
工期 令和 年 月 ～ 令和 年 月 予定管理費	純工事費		0		0												
	利益等除却費																
	用地買収及補償費																
	換地費																
	工事費 止社		0		0												
工期 令和 年 月 ～ 令和 年 月 予定管理費	純工事費																
	利益等除却費																
	用地買収及補償費																
	換地費																
	工事費 止社																
工事費 計		0		0													

国庫補助金の算入については、必ず換地費用に反映すること。

### 改正前

第2号様式（第6条第2項第14号関係）

経費の配分及び事業計画の概要（補助事業の成果）

事業名		地区名		業種													
工程	費目	総量		前年度比		本年度						前年度比		備考			
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外	市町村費	市町村費	事業量	事業費				
工期 令和 年 月 ～ 令和 年 月 予定管理費	<del>純工事費</del>		0		0												
	純工事費																
	利益等除却費																
	用地買収及補償費																
	換地費																
工期 令和 年 月 ～ 令和 年 月 予定管理費	<del>止社</del>		0		0												
	純工事費																
	利益等除却費																
	用地買収及補償費																
	換地費																
工事費 計		0		0													

国庫補助金の算入については、必ず換地費用に反映すること。

改正後

改正前

削除

第4号様式（第8条関係）

事業着手届

〇 〇 第 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

住 所 〇〇〇〇町〇〇番地  
事業主体 〇〇〇  
代 表 者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け奈良県指令〇〇第〇〇号で補助の指令を受けた令和〇〇年度土地改良事業は、下記のとおり事業に着手したので奈良県土地改良事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき届けます。

記

1 事業名

2 地区名

3 着手年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

改正後

改正前

削除

第14号様式（第6条及び第14条関係）

土地利用調整推進事業計画（実績）

地区名	土地利用調整活動			土地利用推進活動		
	農家意向調査	農地集団化調整	農地流動化調整	事業推進検討会	生産組織育成強化	農業構成利用再編
〇〇地区	延〇〇日	延〇〇日	延〇〇日	延〇〇日	延〇〇日	延〇〇日

改正後

改正前

第15号様式(第14条関係)

第15号様式(第14条関係)

財 産 管 理 台 帳

財 産 管 理 台 帳

令和〇〇年度	事業名			地区名		事業主体名	国庫補助率 %		
名 称	材 質	形状・寸法	数 量 (A)	単 価 (B)	取得金額 (A×B)	事業主体 検 査 年月日 (C)	処 分 年 限 期 間		備 考
							耐 用 年 数 (D)	処分制限 年月日 (C+D-1日)	
				円	円		年		
合 計									

令和〇〇年度	事業名			地区名		事業主体名	国庫補助率 %		
名 称	材 質	形状・寸法	数 量 (A)	単 価 (B)	取得金額 (A×B)	事業主体 検 査 年月日 (C)	処 分 年 限 期 間		備 考
							耐 用 年 数 (D)	処分制限 年月日 (C+D-1日)	
				円	円		年		
合 計									

注意) ① 1件の取得金額は50万円以上のものとする。  
 ② 取得金額=数量×単価(整数)となること。  
 ③ 耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」により記入すること。

注意) ① 1件の取得金額は50万円以上のものとする。  
 ② 取得金額=数量×単価(整数)となること。  
 ③ 取得金額の合計欄には「補助事業の成果」にある「純工事費」を記入し、取得金額の計算した会社と合致すること。(削る)  
 ④ 耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」により記入すること。